

令和３年度我が国における過労死等の概要及び政府が過労死等の防止のために講じた施策の状況 正誤表

※赤字・赤字は正誤箇所

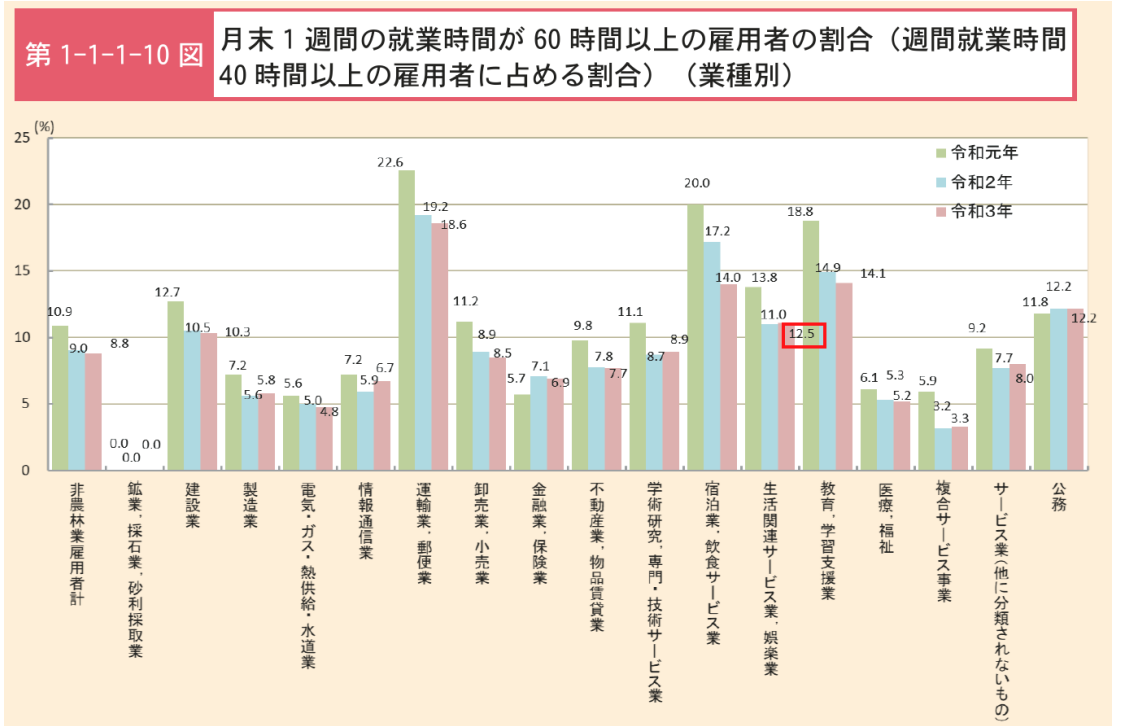
No.	ページ	行/図表	誤	正
1	10	第１－１－１－10図	別添１参照	
2	22	7～17行目	業種別に見ても、令和3年は、「 <u>宿泊業、飲食サービス業</u> 」を除き、どの時期もほとんど令和元年を下回っているが、令和2年を上回っている時期が多い。・・・令和元年、令和3年の月別の所定外労働時間を性別にみると、男性では、・・・令和元年と令和2年との比較と比べ、「 <u>情報通信業</u> 」では上回った月が増加し、・・・	業種別に見ても、令和3年は、「 <u>情報通信業</u> 」、「 <u>教育、学習支援業</u> 」を除き、どの時期もほとんど令和元年を下回っているが、「 <u>宿泊業、飲食サービス業</u> 」を除き、令和2年を上回っている時期が多い。・・・令和元年、令和3年の月別の所定外労働時間を性別にみると、男性では、・・・令和元年と令和2年との比較と比べ、「 <u>情報通信業</u> 」、「 <u>教育、学習支援業</u> 」では上回った月が増加し、・・・
3	30	10～16行目	また、女性の「医療、福祉」関連の令和元年と令和2年及び令和3年の月末1週間の就業時間が60時間以上の雇用者数を月別に見ると、令和3年は、「全業種」で8～9月に、令和元年、令和2年をそれぞれ上回った。令和元年と令和3年で比較すると、令和3年は「医療業」では7～9月、11月、「保健衛生」では6～8月、「保健医療従事者」では8月、10月、「介護サービス職業従事者」は7～8月の各月で令和元年を上回った。令和元年と令和2年との比較と比べ、「保健衛生」では上回った月が増加し、「医療業」、「社会保険・社会福祉・介護事業」、「保健医療従事者」、「介護サービス職業従事者」では減少した（第1－1－1－31図）。	また、女性の「医療、福祉」関連の令和元年と令和3年の月末1週間の就業時間が60時間以上の雇用者数を月別にみると、令和3年は「医療業」では7～9月、11月、「保健衛生」では6～8月、「保健医療従事者」では8月、10月、「介護サービス職業従事者」は7～8月の各月で令和元年を上回った。令和元年と令和2年との比較と比べ、「保健衛生」では上回った月が増加し、「医療業」、「社会保険・社会福祉・介護事業」、「保健医療従事者」、「介護サービス職業従事者」では減少した（第1－1－1－31図）。

No.	ページ	行/図表	誤	正
4	32	3～17行目	また、業種ごとに令和元年と令和3年を比較すると、令和3年は、「製造業」では5～6月、「情報通信業」では4月、11～12月、「運輸業、郵便業」では3月、8月、11月、「卸売業、小売業」では3月、10月、「教育、学習支援業」では11～12月、「医療、福祉」では5月、8～9月、12月、「公務（他に分類されるものを除く）」では1～2月、5月、10月の各月で令和元年を上回った。令和元年と令和2年との比較と比べ、「製造業」、「運輸業、郵便業」では上回った月が増加し、「全業種」、「建設業」、「情報通信業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」では減少した（第1-1-1-32図）。 また、「医療、福祉」に関連して・・・「保健医療従事者」では、6月、8～9月、12月、・・・令和元年と令和2年との比較と比べ、「医療業」、「社会保険・社会福祉・介護事業」、「介護サービス職業従事者」では上回った月が減少した（第1-1-1-33図）。	また、業種ごとに令和元年と令和3年を比較すると、令和3年は、「製造業」では5～6月、「情報通信業」では2月、4月、11～12月、「運輸業、郵便業」では3月、8月、11月、「卸売業、小売業」では3月、10月、「教育、学習支援業」では11～12月、「医療、福祉」では5月、8～9月、12月、「公務（他に分類されるものを除く）」では1～2月、5月、7月、10月の各月で令和元年を上回った。令和元年と令和2年との比較と比べ、「製造業」、「運輸業、郵便業」、「卸売、小売業」、「公務（他に分類されるものを除く）」では上回った月が増加し、「建設業」、「情報通信業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」では減少した（第1-1-1-32図）。 また、「医療、福祉」に関連して・・・「保健医療従事者」では8～9月、12月、・・・令和元年と令和2年との比較と比べ、「医療業」、「社会保険・社会福祉・介護事業」、「保健医療従事者」、「介護サービス職業従事者」では上回った月が減少した（第1-1-1-33図）。
5	63	第2-1-1-9表	別添2参照	
6	86	2～4行目	職種別では、受理件数について、その他の職員（一般職員等）が16件（同8件）、次いで義務教育学校職員が15件（同8件）などとなっており、・・・	職種別では、受理件数について、義務教育学校職員及びその他の職員（一般職員等）がそれぞれ15件（同9件及び同8件）、次いで義務教育学校職員以外の教育職員及び警察職員がそれぞれ6件（それぞれ同9件）などとなっており、・・・
7	86	第2-3-5表	別添3参照	
8	89	2～6行目	職種別では、受理件数について、その他の職員（一般職員等）が80件（同76件）、次いで義務教育学校職員が23件（同23件）などとなっており、認定件数について、その他の職員（一般職員等）が28件（同24件）、次いで義務教育学校職員が9件（同8件）となっている（第2-3-9表）。年齢別では、受理件数について、20歳代が38件（同32件）、次いで30歳代が37件（同43件）などとなっており、・・・	職種別では、受理件数について、その他の職員（一般職員等）が79件（同73件）、次いで義務教育学校職員が23件（同24件）などとなっており、認定件数について、その他の職員（一般職員等）が28件（同24件）、次いで義務教育学校職員が9件（同9件）となっている（第2-3-9表）。年齢別では、受理件数について、20歳代、30歳代及び40歳代が37件（同32件、同43件及び同44件）、次いで50歳代が36件（同31件）などとなっており、・・・
9	89	第2-3-9表	別添4参照	
10	90	第2-3-10表	別添5参照	

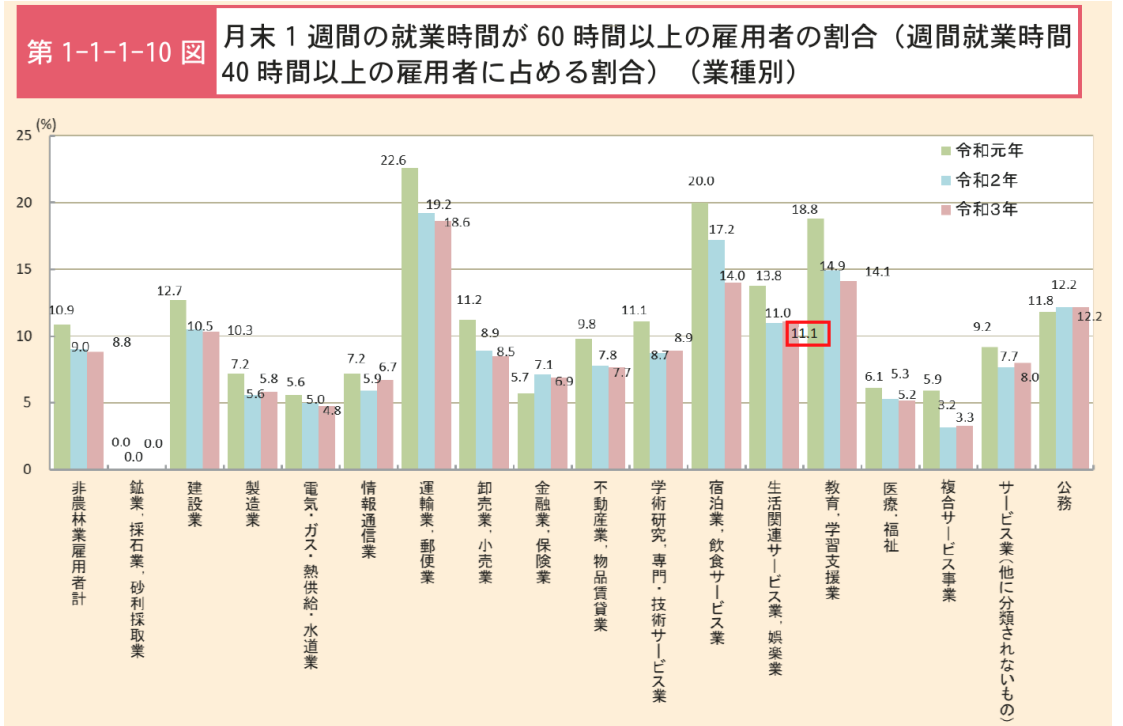
No.	ページ	行/図表	誤	正
11	159	3～5行目	特に「無理のある納期」と「顧客やクライアントからのクレーム」では、頻度が高くなるとうつ傾向・不安のない者の割合が減少した（第3-1-4-18図）。	特に「 <u>無理のある納期</u> 」では、頻度が高くなるとうつ傾向・不安のない者の割合が減少した（第3-1-4-18図）。
12	166	2～4行目	「心・血管疾患」の主な内訳は、「心筋梗塞」が23件、「心停止（心臓性突然死を含む。）」が18件、「重症の不整脈（心室細動等）」が13件、「大動脈瘤破裂（解離性大動脈瘤を含む。）」が8件、「狭心症」が3件であった。	「心・血管疾患」の主な内訳は、「心筋梗塞」が23件、「心停止（心臓性突然死を含む。）」が19件、「重症の不整脈（心室細動等）」が13件、「大動脈瘤破裂（解離性大動脈瘤を含む。）」が8件、「狭心症」が2件であった。
13	166	第3-2-2-2図	別添6参照	
14	252	1～3行目	労働条件に関する相談窓口については、・・・「労働条件相談ほっとライン」を設置し、令和3（2021）年度は、63,445件の相談を受け付けた。	労働条件に関する相談窓口については、・・・「労働条件相談ほっとライン」を設置し、令和3（2021）年度は、63,455件の相談を受け付けた。

・ P10

誤



正



誤

第 2-1-1-9 表 脳・心臓疾患の年齢別労災請求、労災決定及び労災支給決定（認定）件数

(件)

年度 年齢	令和 2 年度						令和 3 年度					
	請求件数		決定件数		うち支給決定件数		請求件数		決定件数		うち支給決定件数	
	うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡	
19歳以下	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
20～29歳	16 (4)	2 (0)	12 (1)	4 (0)	4 (1)	1 (0)	12 (2)	2 (0)	11 (1)	3 (0)	5 (0)	3 (0)
30～39歳	39 (1)	16 (0)	31 (2)	20 (1)	17 (0)	10 (0)	48 (10)	9 (0)	33 (6)	10 (1)	9 (0)	3 (0)
40～49歳	204 (24)	56 (5)	184 (23)	60 (6)	64 (4)	20 (1)	168 (22)	45 (4)	140 (14)	51 (2)	55 (3)	20 (0)
50～59歳	264 (30)	80 (6)	230 (24)	73 (4)	65 (4)	24 (2)	268 (48)	65 (8)	189 (26)	67 (6)	67 (2)	20 (0)
60歳以上	261 (46)	51 (7)	208 (38)	54 (6)	44 (5)	12 (1)	256 (42)	52 (5)	152 (20)	38 (3)	36 (4)	11 (1)
合計	784 (105)	205 (18)	665 (88)	211 (17)	194 (14)	67 (4)	753 (124)	173 (17)	525 (67)	169 (11)	172 (9)	57 (1)

(資料出所) 厚生労働省「令和 3 年度過労死等の労災補償状況」

(注) () 内は女性の件数で、内数である。

正

第 2-1-1-9 表 脳・心臓疾患の年齢別労災請求、労災決定及び労災支給決定（認定）件数

(件)

年度 年齢	令和 2 年度						令和 3 年度					
	請求件数		決定件数		うち支給決定件数		請求件数		決定件数		うち支給決定件数	
	うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡	
19歳以下	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
20～29歳	16 (4)	2 (0)	12 (1)	4 (0)	4 (1)	1 (0)	12 (2)	2 (0)	11 (1)	3 (0)	5 (0)	3 (0)
30～39歳	39 (1)	16 (0)	31 (2)	20 (1)	17 (0)	10 (0)	48 (10)	9 (0)	33 (6)	10 (0)	9 (0)	3 (0)
40～49歳	204 (24)	56 (5)	184 (23)	60 (6)	64 (4)	20 (1)	168 (22)	45 (4)	140 (14)	51 (2)	55 (3)	20 (0)
50～59歳	264 (30)	80 (6)	230 (24)	73 (4)	65 (4)	24 (2)	268 (48)	65 (8)	189 (26)	67 (6)	67 (2)	20 (0)
60歳以上	261 (46)	51 (7)	208 (38)	54 (6)	44 (5)	12 (1)	256 (42)	52 (5)	152 (20)	38 (3)	36 (4)	11 (1)
合計	784 (105)	205 (18)	665 (88)	211 (17)	194 (14)	67 (4)	753 (124)	173 (17)	525 (67)	169 (11)	172 (9)	57 (1)

(資料出所) 厚生労働省「令和 3 年度過労死等の労災補償状況」

(注) () 内は女性の件数で、内数である。

誤

第 2-3-5 表 脳・心臓疾患の職種別受理及び認定件数

(件)

年 度 職 種	令和元年度				令和 2 年度			
	受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
義務教育学校職員	8	3	9	4	15	7	6	2
義務教育学校職員 以外の教育職員	10	1	6	2	5	1	2	0
警察職員	9	1	4	2	6	2	1	0
消防職員	8	1	1	0	4	2	2	1
電気・ガス・水道事業職員	1	1	1	0	0	0	0	0
運輸事業職員	0	0	0	0	1	1	0	0
清掃事業職員	1	0	0	0	2	1	0	0
船 員	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の職員 (一般職員等)	8	2	3	2	16	5	11	7
合 計	45	9	24	10	49	19	22	10

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「令和 2 年度過労死等の公務災害補償状況について」

(注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第 3 条の規定に基づき設置され、地公災法第 24 条の規定に基づき補償を行う機関である。

2. 職種は、地方公務員災害補償基金定款別表第二に定める職員の区分による。

3. 受理件数は、当該年度内に基金支部にて該当事案を受理した件数である。

4. 認定件数は、当該年度内に「公務上」と認定した件数であり、当該年度以前に受理したものを含むため、当該年度内に受理した件数（受理件数）を超える場合がある。

正

第 2-3-5 表 脳・心臓疾患の職種別受理及び認定件数

(件)

年 度 職 種	令和元年度				令和 2 年度			
	受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
義務教育学校職員	9	3	9	4	15	7	6	2
義務教育学校職員 以外の教育職員	9	1	6	2	6	1	2	0
警察職員	9	1	4	2	6	2	1	0
消防職員	8	1	1	0	4	2	2	1
電気・ガス・水道事業職員	1	1	1	0	0	0	0	0
運輸事業職員	0	0	0	0	1	1	0	0
清掃事業職員	1	0	0	0	2	1	0	0
船 員	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の職員 (一般職員等)	8	2	3	2	15	5	11	7
合 計	45	9	24	10	49	19	22	10

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「令和 2 年度過労死等の公務災害補償状況について」

(注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第 3 条の規定に基づき設置され、地公災法第 24 条の規定に基づき補償を行う機関である。

2. 職種は、地方公務員災害補償基金定款別表第二に定める職員の区分による。

3. 受理件数は、当該年度内に基金支部にて該当事案を受理した件数である。

4. 認定件数は、当該年度内に「公務上」と認定した件数であり、当該年度以前に受理したものを含むため、当該年度内に受理した件数（受理件数）を超える場合がある。

誤

第 2-3-9 表 精神疾患等の職種別受理及び認定件数

(件)

年 度 職 種	令和元年度				令和 2 年度			
	受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
義務教育学校職員	23	1	8	1	23	2	9	1
義務教育学校職員 以外の教育職員	20	0	14	7	15	3	6	2
警察職員	15	7	1	0	11	2	7	4
消防職員	14	3	5	1	10	1	7	2
電気・ガス・水道事業職員	3	0	1	0	3	1	2	0
運輸事業職員	1	0	0	0	3	0	0	0
清掃事業職員	1	0	1	0	2	1	1	1
船 員	0	0	0	0	1	0	0	0
その他の職員 (一般職員等)	76	11	24	8	80	12	28	7
合 計	153	22	54	17	148	22	60	17

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「令和 2 年度過労死等の公務災害補償状況について」

- (注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第 3 条の規定に基づき設置され、法第 24 条の規定に基づき補償を行う機関である。
 2. 職種は、地方公務員災害補償基金定款別表第二に定める職員の区分による。
 3. 受理件数は、当該年度内に基金支部にて該当事案を受理した件数である。
 4. 認定件数は、当該年度内に「公務上」と認定した件数であり、当該年度以前に受理したものを含むため、当該年度内に受理した件数（受理件数）を超える場合がある。

正

第 2-3-9 表 精神疾患等の職種別受理及び認定件数

(件)

年 度 職 種	令和元年度				令和 2 年度			
	受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
義務教育学校職員	24	1	9	1	23	2	9	1
義務教育学校職員 以外の教育職員	22	1	13	7	16	3	6	2
警察職員	15	7	1	0	11	2	7	4
消防職員	14	3	5	1	10	1	7	2
電気・ガス・水道事業職員	3	0	1	0	3	1	2	0
運輸事業職員	1	0	0	0	3	0	0	0
清掃事業職員	1	0	1	0	2	1	1	1
船 員	0	0	0	0	1	0	0	0
その他の職員 (一般職員等)	73	10	24	8	79	12	28	7
合 計	153	22	54	17	148	22	60	17

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「令和 2 年度過労死等の公務災害補償状況について」

- (注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第 3 条の規定に基づき設置され、法第 24 条の規定に基づき補償を行う機関である。
 2. 職種は、地方公務員災害補償基金定款別表第二に定める職員の区分による。
 3. 受理件数は、当該年度内に基金支部にて該当事案を受理した件数である。
 4. 認定件数は、当該年度内に「公務上」と認定した件数であり、当該年度以前に受理したものを含むため、当該年度内に受理した件数（受理件数）を超える場合がある。

誤

第 2-3-10 表 精神疾患等の年齢別受理及び認定件数

(件)

年 齢	年 度	令和元年度				令和 2 年度			
		受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
			うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
19 歳 以 下		2	0	0	0	0	0	3	0
20 ～ 29 歳		32	6	9	1	38	7	15	3
30 ～ 39 歳		43	6	15	6	37	3	14	6
40 ～ 49 歳		44	4	17	3	36	4	19	6
50 ～ 59 歳		31	6	12	7	36	7	7	1
60 歳 以 上		1	0	1	0	1	1	2	1
合 計		153	22	54	17	148	22	60	17

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「令和 2 年度過労死等の公務災害補償状況について」

(注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第 3 条の規定に基づき設置され、地公災法第 24 条の規定に基づき補償を行う機関である。

2. 受理件数は、当該年度内に基金支部にて該当事案を受理した件数である。

3. 認定件数は、当該年度内に「公務上」と認定した件数であり、当該年度以前に受理したものを含むため、当該年度内に受理した件数（受理件数）を超える場合がある。

正

第 2-3-10 表 精神疾患等の年齢別受理及び認定件数

(件)

年 齢	年 度	令和元年度				令和 2 年度			
		受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
			うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
19 歳 以 下		2	0	0	0	0	0	3	0
20 ～ 29 歳		32	6	9	1	37	7	15	3
30 ～ 39 歳		43	6	15	6	37	3	14	6
40 ～ 49 歳		44	4	17	3	37	4	19	6
50 ～ 59 歳		31	6	12	7	36	7	7	1
60 歳 以 上		1	0	1	0	1	1	2	1
合 計		153	22	54	17	148	22	60	17

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「令和 2 年度過労死等の公務災害補償状況について」

(注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第 3 条の規定に基づき設置され、地公災法第 24 条の規定に基づき補償を行う機関である。

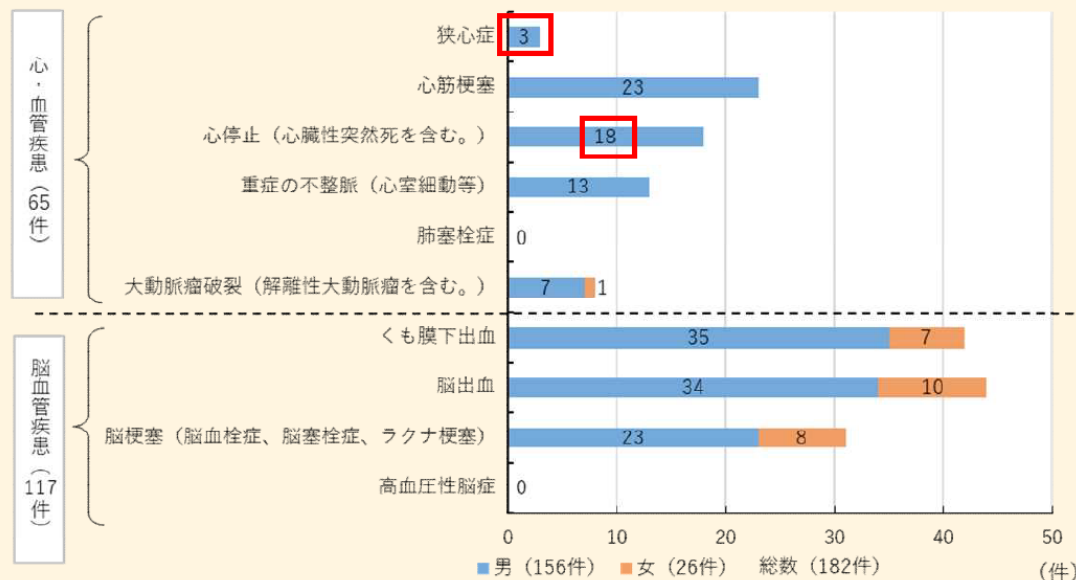
2. 受理件数は、当該年度内に基金支部にて該当事案を受理した件数である。

3. 認定件数は、当該年度内に「公務上」と認定した件数であり、当該年度以前に受理したものを含むため、当該年度内に受理した件数（受理件数）を超える場合がある。

・ P166

誤

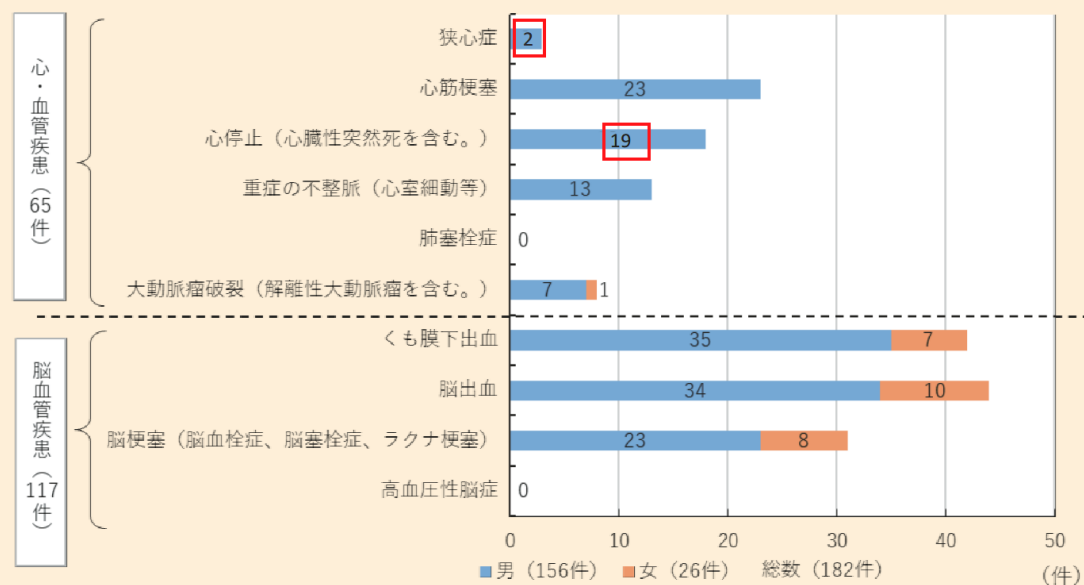
第 3-2-2-2 図 対象疾患別の事案数（脳・心臓疾患）



(資料出所) 総務省「令和3年度地方公務員の過労死等に係る公務災害認定事案に関する調査研究」をもとに作成

正

第 3-2-2-2 図 対象疾患別の事案数（脳・心臓疾患）



(資料出所) 総務省「令和3年度地方公務員の過労死等に係る公務災害認定事案に関する調査研究」をもとに作成